医１７号

年　　月　　日

　　福岡市長　　　　　　　　様

 　　 　　　主たる事務所の所在地

 　　 　　　医療法人名

 　　 　　　理事長名

**定款（寄附行為）変更認可申請書**

　　本法人の定款（寄附行為）の一部を変更したいので、医療法第５４条の９第３項及び同法施行規則第３３条の２５の規定に基づき申請します。

[添付書類]

１　定款又は寄附行為の変更内容及びその事由を記載した書類（新旧対照表）［記入例1］

２　定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類

　・社団たる医療法人にあっては、事業の実施、定款変更、事業計画及び予算の変更を決議した社員総会議事録の写し（理事長の原本証明が必要）［記入例2］

　・財団たる医療法人にあっては、事業の実施、寄附行為変更、事業計画及び予算の変更を決議した理事会及び評議員会の議事録の写し（理事長の原本証明が必要）

 ・特定医療法人にあっては、事業の実施、定款又は寄附行為変更、事業計画及び予算の変更を決議した社員総会、評議員会及び理事会の議事録の写し（理事長の原本証明が必要）

３　新定款（案）又は新寄附行為（案）の全文

４　開設しようとする施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類［別紙24］（周辺図、敷地図及び建物の平面図を添付）

５　開設しようとする病院、診療所，介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の就任承諾書［別紙8］（写しを添付する場合は理事長の原本証明が必要）、履歴書、臨床研修等修了登録証及び免許証の提示（保健所で確認）又はその写しの添付

※議事録の中でも決議されていること。

６　定款又は寄附行為変更後２年間の事業計画書［別紙25］及びこれに伴う予算書［別紙26-1、26-2、26-3、26-4、26-5］

※ 事業計画は新たな事業発足に要する土地、建物、機械器具、備品及び医薬品等の調達方法、当面の運転資金について、新たに開設する施設はもちろん、法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り、詳細に記載すること。

※ 予算書は、現行、変更後、増減に分けること。また、会計年度の中途での変更の場合、３年度分が必要。

（注）

 ・新たに出資（寄附）を受けるときは出資（寄附）申込書の写しとそれが不動産であるときは登記事項証明書及びその評価額証明を添付すること。

 ・土地、建物等を賃借する場合はその契約書の写しと登記事項証明書を添付すること。

（添付書類例）

・新たに病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する場合：１、２、３、４、５、６

・新たに法第４２条第１項各号に規定する業務(附帯業務)を行う場合：１、２、３、６

・施設(病院、診療所、介護老人保健施設，介護医療院)を廃止しようとする場合、附帯業務をやめようとする場合：１、２、３

【附帯業務を始める場合の留意事項】

※法第４２条第１項第４号又は第５号に規定する業務を行おうとする場合は、当該業務の概要の分かる書類(施設の従業員の定員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類（H4.7.1厚告186参照）

・法第４２条第１項第５号（疾病予防温泉利用施設）：［別紙39］

・法第４２条第１項第４号（疾病予防運動施設）：［別紙40］

※管理者の資格の確認について

（１）医師

①平成１６年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（保健所で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　　　：臨床研修等終了登録証及び免許証の提示（保健所で確認）又はその写しの添付

（２）歯科医師

①平成１８年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（保健所で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　　　：臨床研修等終了登録証及び免許証の提示（保健所で確認）又はその写しの添付